

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
(担当 隅田、小杉 電話 748-0016)

物 件 名	京都市こども体育館井水ろ過装置保守点検業務委託
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
契 約 条 件	- 業務内容 京都市こども体育館井水ろ過装置の保守点検に係る業務 - 履行場所 京都市こども体育館（京都市左京区松ヶ崎平田町） - 業務範囲 - 井水ろ過装置点検 2回 簡易水質分析（鉄・マンガンイオン）含む - その他、保守点検業務 - 上記(1)に係る報告書の作成及び提出 1式 - 井水ろ過装置仕様 ミウラ化学装置株式会社製 （形式 MS-O I s A T 製造 2005年5月） - 受注者の責務 受注者は、受託内容を誠実、丁寧に履行するとともに、次の責を負うものとする。 - 従事者の管理 受注者は、従事者の勤務条件等に関する事項全てを管理するものとする。 なお、受注者は、従事者の中から管理責任者を指名し、発注者に報告すること。 - 管理責任者 管理責任者は、発注者の委託業務全般を把握できるものとし、従事者全員を指揮監督できる地位にある者とする。 - 安全管理 - 受注者は、常に作業の安全に留意して、現場の管理に努めること。 - 受注者は、公衆の生命財産に関し、危害迷惑をかけないように必要な措置を講じること。 - その他、安全管理に影響を及ぼす事故が生じた時は、監督員と協議のうえ必要な措置を講じること。 - 事故の責任等 受注者が、受託業務実施中に生じた事故及び損害については、全て受注者の責任において措置することとし、事故発生の原因及び事故による被害の内容等について速やかにこども体育館常駐の職員に報告すること。この場合において、受注者が委託建物等に損傷を与えた場合にあたっても同様とし、受注者の費用負担にて速やかに措置するものとする。 - 受注者の取り扱い不備、操作不良等により設備等を損傷させたとき。 - 受注者の責に帰する理由により、発生した事故及び損害。なお、従事者または第三者の負傷等についても、受注者の責任において措置すること。 - 秘密の保持 受注者は、受託業務上知り得たことについては、発注者の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。

注 本仕様について不明な点がある場合は、育成推進課の指示に従うこと。